

「岡山－台湾アウトバウンド利用促進事業」実施業務仕様書

1 業務名

「岡山－台湾アウトバウンド利用促進事業」実施業務

2 業務の目的

岡山空港から台湾への直行路線である台北線・高雄線はインバウンドの比率が高く、今後の安定的な運航のためにはアウトバウンドの需要を喚起する必要がある。

このため、岡山桃太郎空港から台北・高雄直行便の日本人搭乗者を増やすための路線利用促進策を立案・実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 予算上限額

12,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務内容

岡山－台湾アウトバウンド利用促進事業の実施

■実施事業

	事業名	実施について
(1)	デジタルサイネージ広告	必須
(2)	台湾の魅力発信	1事業以上必須
(3)	旅行支援	2事業以上必須
(4)	その他	任意

(1) デジタルサイネージ広告

- ・タイガーエア台湾が作成する動画（15秒CM想定）を効果的な場所・設備で、1カ月以上掲示すること

(2) 台湾の魅力発信

- ・適切なターゲットを設定し、台湾（特に高雄）の魅力を広く岡山県民等に届けること
- ・岡山桃太郎空港を発着するタイガーエア台湾の直行便のPRを盛り込むこと
- ・本業務により実施する事業の効果を適切に測定・分析し、今後の対策について提案すること
- ・発信する内容に関し、空路利用を促進する会（以下「空路会」とする）が保有する写真・動画を無償で活用することができる。

(3) 旅行支援

- ・台湾への旅行行動につながる支援策を実施すること
- ・台北線は初めての台湾旅行者、高雄線はリピーターをターゲットにするなど、ターゲットを適切に設定し、事業効果が期待できる手法・内容とすること
- ・実施にあたっては（2）台湾の魅力発信の事業と組み合わせ、効果的な手法により周知すること
- ・利用者数・参加者数などのKPIを設定した上で事業による効果検証を行うこと

- ・旅費助成やパスポート取得支援などの旅行者への費用助成を行う場合、その事業費は全体事業費の4分の1以内とすること

(4) その他

- ・(1)～(3)に当てはまらないものの、目的の達成に効果的だと考えられる事業があれば追加で提案すること

■注意事項

- ・利用者が少ない時期を踏まえ、空路会と調整の上、各事業の期間や内容を決定し、より効果的な利用促進につなげること
- ・各事業にかかる費用配分については、提案によるものとし、空路会からは指定しない。ただし、事業ごとに見積書及び実績報告書を作成するものとする。
- ・月ごとの搭乗率等、事業提案に必要と空路会が認める情報について、技術提案参加資格が認められた者に対して提供する。

6 担当者との打ち合わせ

空路会の担当者と業務着手時に1回以上、成果品の納品時に1回以上、対面による打ち合わせを行うこと。また、業務実施中に4回以上の打ち合わせを行い、そのうちの1回以上は対面によるものとする。

7 成果品の納品

(1) 成果品

業務の成果品として、一連の業務実施概要及び効果をまとめた報告書を作成し、委託業務完了報告書(別紙1)と併せて契約期間満了日までに空路会へ提出すること。

(2) 成果品の媒体

委託業務完了報告書(別紙1)については紙媒体1部又は又は電子データを提出すること。その他の成果品については紙媒体1部及び電子データを提出すること。

(3) 納品場所

空路利用を促進する会(岡山県県民生活部航空企画推進課)
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4-6

8 業務実施にあたっての留意点

- (1) 受託者が本業務のために作成した資料等の著作権は、原則としてすべて空路会に帰属するものとし、空路会が行う他の媒体等での使用を妨げないものとする。
- (2) 本業務の実施に当たって第三者が権利を保有する素材(タレント等の著名人、キャラクター、音楽等)を活用する場合は、受託者において、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。
- (3) 本業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、空路会に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- (4) 本業務の実施により知り得た情報は、空路会の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用したりしないこと。
- (5) 仕様書に無い項目について疑義が生じた場合、空路会と受託者が協議して決定すること
- (6) 路線の長期の運休等が決定した場合、事業の中止又は事業内容の大幅な変更が生じることに留意すること。

(別紙1)

令和 年 月 日

空路利用を促進する会 会長 松田 久 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

「岡山ー台湾アウトバウンド利用促進事業」実施業務完了報告書

令和8年 月 日付けで契約を締結した「岡山ー台湾アウトバウンド利用促進事業」実施業務について、次のとおり業務が完了したため、委託契約書第 条第 項の規定に基づき、報告します。

記

- 1 業務名
「岡山ー台湾アウトバウンド促進キャンペーン事業」実施業務
- 2 委託期間
令和8年 月 日から令和9年3月31日まで
- 3 業務完了日
令和 年 月 日
- 4 成果品
別添のとおり